



平成 27 年 8 月 26 日

各 位

会社名 ユニデンホールディングス株式会社
代表者 代表取締役会長兼社長 藤本 秀朗
(コード番号 6815 東証第一部)
問合せ先 管理本部取締役 西川 健之
電話番号 03-5543-2812

資本金の額の減少並びに臨時株主総会の招集に関するお知らせ

当社は、平成27年8月26日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、平成27年10月28日に臨時株主総会を開催し、資本金の額の減少について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、剰余金の配当などの株主還元策を安定的に実施できる資本構成にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第447条第1項の規定に基づく資本金の額の減少を行うことといたしました。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額35,998,791,100 円のうち17,998,791,100 円減少し、減少後の資本金の額を18,000,000,000 円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払い戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。資本金の減少額17,998,791,100 円は、全額その他資本剰余金に振り替える処理を行います。

3. 資本金の額の減少の日程（予定）

- | | |
|----------------|------------------|
| （1）取締役会決議日 | 平成27年8月26日（水曜日） |
| （2）臨時株主総会決議日 | 平成27年10月28日（水曜日） |
| （3）債権者異議申述公告 | 平成27年11月13日（金曜日） |
| （4）債権者異議申述最終期日 | 平成27年12月14日（月曜日） |
| （5）効力発生日 | 平成27年12月17日（木曜日） |

4. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成27年10月28日開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することのできる株主を確定するため、基準日を平成27年9月11日（金曜日）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- | | |
|----------|--|
| （1）公告予定日 | 平成27年8月27日（木曜日） |
| （2）基準日 | 平成27年9月11日（金曜日） |
| （3）公告方法 | 電子公告（下記の弊社ホームページに掲載いたします。
http://www.uniden.co.jp/ir/news/ |

5. 臨時株主総会の招集について

- | | |
|----------------|--------------------------|
| （1）臨時株主総会開催予定日 | 平成27年10月28日（水曜日） 午前10時 |
| （2）開催場所 | 東京都中央区八丁堀2丁目12番7号 本社ビル9階 |
| （3）付議議案 | 第1号議案 資本金の額の減少の件 |

6. 今後の見通し

本件につきましては、「純資産の部」における項目間の振替処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、当社の支払能力や業績に影響を与えるものではありません。

なお、上記内容につきましては、平成27年10月28日開催予定の臨時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以上